

再生可能エネルギーの地域との共生について

2025年11月12日
資源エネルギー庁

1. 再生可能エネルギー発電事業の事業規律について

- 今後の再エネの導入拡大にあたっては、地域との共生が図られることが大前提であり、極めて重要である。第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）においても、「再生可能エネルギーが長期にわたり安定的に発電する電源として、地域や社会に受け入れられるよう、地域の理解の促進や適正な事業規律の確保に取り組むことが重要」とされている。
- 再エネ発電事業の実施にあたっては、土地造成及び電気設備の安全性確保、生活環境及び自然環境・景観の保全、適正な土地利用の確保など様々な公益との調整を行う必要があり、これらは関係法令によって規定されている。
- また、自治体においても、適正な再エネ発電事業の実施に対する地域の懸念に対応するため、地域と共生した形で再エネ導入を求める条例（再エネ条例）の制定が増加（※）している。
（※）2024年度末時点で323の自治体で制定済み。9年間で13倍に増加。
- 資源エネルギー庁として、こうした関係法令を所管する関係省庁や自治体とも協力しながら、対応を行ってきている。特に、今後、FIT/FIP制度による支援によらない太陽光発電の導入が見込まれるところ、FIT/FIP制度によらない導入を含め、地域との共生を確保していくことが重要である。こうした点を踏まえ、具体的事項について、次回以降の本小委員会において御議論いただきたい。

<検討事項例>

- ① 関係法令を所管する関係省庁との連携のより一層の強化、枠組み構築
- ② 地域の実情に応じた再エネの地域共生を図る取組（自治体による再エネ条例の制定等）への更なる支援
- ③ 業界団体における自主的な取組の促進 等

太陽光発電に係る規律強化に関する検討状況

- 太陽光発電事業の実施に当たって、**様々な公益（生活環境・自然環境・景観の保全、安全性確保、適正な土地利用）との調整**を行う観点から**法的に各種規制を行う関係法令**について、関係省庁連携の下で、太陽光発電を取り巻く現状の課題を踏まえ、各法令の総点検を行った上で、必要な対応を検討中。

<関係省庁から聞き取った検討中の事項（第二回関係省庁連絡会議時点）>

（1）国土・自然環境保全に係る措置

- ◆ **種の保存法**：法の施行状況の検討・評価の結果を踏まえ、「種の保存法の在り方検討会」を設置し、希少種の生息・生育地の保全と再生可能エネルギーの導入をめぐる課題についても論点の一つとして検討中。必要に応じて制度改正を検討。（環境省）
- ◆ **文化財保護法**：太陽光発電事業等に伴う工事が天然記念物の保存に及ぼす影響に関する市町村での事業者からの相談対応における留意事項の整理（文科省）
- ◆ **景観法**：市町村による地域の実情に応じた法の運用に向けた運用指針の改正等（国交省） 等

（2）事業の安全性確保に係る措置

- ◆ **森林法**：林地開発許可に付した擁壁、排水施設の設置等の条件に違反した者に対する罰則の新設及び中止命令又は復旧命令に従わない者の公表を可能とする改正を実施（令和8年4月施行予定）（農水省）
- ◆ **電気事業法**：FIT/FIP認定事業に対し適用される「事業計画策定ガイドライン」に規定されている土砂流出又は地盤の崩壊を防止する措置を全ての太陽光発電事業に同様に求めるよう、技術基準の解釈として明記（経産省） 等

（3）横断的措置：「全省庁横断再エネ事業監視体制」の構築（経産省）

- ◆ 現在、FIT/FIPの認定を受けた事業において、各自治体が関係法令違反を覚知した場合、資源エネルギー庁が整備している「**関係法令違反通報システム**」に登録することにより、エネ庁だけでなく、関係行政機関や関係法令の所管省庁にも自動的に通報される体制が構築されている。資源エネルギー庁では、当該通報内容を基に、現地調査（「**再エネGメン**」）を行い、違反の実態が確認された場合、FIT/FIP交付金一時停止などの処分を行っている。
- ◆ 「関係法令違反通報システム」や「再エネGメン」について、**非FIT/非FIP事業も通報対象**に追加することで、**我が国の太陽光発電全体において、各関係法令が確実に遵守される体制を構築**。

(参考) 事業規律の強化に当たっての執行体制の充実

第66回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
(2024年8月7日) 資料3より抜粋

- 改正再エネ特措法（2024年4月施行）の施行に伴って増加する認定審査への対応や、不適切案件への対応を強化する観点から、**執行体制の充実を図っていく。**
- これと併せて、
 - **不適切案件に対する現地調査等を強化するための執行体制を新たに構築するとともに、**
 - **不適切案件に対する立入検査や処分をより効率的かつ効果的に行うために、環境省のデータベース（EADAS）の地図情報を活用するなど、関係省庁や自治体と連携して再エネ特措法のシステムの利活用を拡大し、設備の危険度などから優先的に対応すべき案件の絞り込みを実施している。**

【不適切案件の現地調査等の強化】

執行体制の強化

- ・調査結果分析
- ・違反事案の洗い出し
- ・事業者に対するヒアリング
- ・行政処分等の実施 等

- ・全国規模での**不適切案件の実態調査**
- ・違反事案に対する**関係行政機関への通報**
- ・電気事業法違反の可能性がある事業者への**立入検査**

【不適切案件の絞り込み】

再エネ業務管理システム

- ・地図情報（EADAS等）
- ・自治体システム
- ・衛星写真 との連携

- ・EADAS等の**地図情報と再エネ業務管理システムとの連携**
- ・**自治体連携システムの機能拡充**による連携強化
- ・**衛星写真等を利用**した不適切案件の調査実証



不適切案件への対応を強化し、
地域共生を図る

関係法令を遵守していない
疑いのある再エネ設備



(参考) 不適切案件に対する現地調査の強化の状況

第74回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
(2025年6月3日) 資料1より抜粋

- 2024年度には、**事業規律違反や関係法令違反が疑われる不適切案件に対する現地調査（全国1,300件）**を実施。そのうち、**約1,000件に行政指導等を実施**している。
- (※) なお、2024年3月26日付けで、総務省から「太陽光発電設備等の導入に関する調査」を踏まえ、トラブル等の未然防止に向け、発電設備への現地調査を強化すること等が勧告された。上記の現地調査は、こうした勧告等を踏まえたもの。
- 現地調査等を通じて違反の実態が確認された場合には、**保安監督部、関係省庁、自治体にプッシュ型で情報提供**を行うとともに、**事案に応じて、再エネ特措法に基づく指導・FIT/FIP交付金の一時停止・認定取消し等の措置を厳格に講じていく。**

<これまでに実際に現地調査で見つかった不適切事案>

管理不十分な状態で下草に覆われたパネル



基礎が露出し浮いている太陽光発電設備



盛土が大きく崩落した太陽光発電設備



太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議

- 太陽光発電事業における地域との共生をより一層確保するべく、新エネルギー政策を所管する資源エネルギー庁、環境政策を所管する環境省、そして、太陽光発電事業の実施に当たって様々な公益との調整を行う各種の関係法令を所管する関係省庁との間で、緊密な連携を図り、脱炭素政策に必要な対応を検討するため、「太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議」を設置。

構成員

- 文部科学省（文化庁文化財第二課長）
- 農林水産省（大臣官房環境バイオマス政策課長、農村振興局農村政策部農村計画課長、林野庁森林整備部治山課長）
- 経済産業省（大臣官房産業保安・安全グループ電力安全課長、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長）
- 国土交通省（総合政策局環境政策課長、都市局都市安全課大臣官房参事官（宅地・盛土防災担当）、都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室長、水管理・国土保全局砂防計画課砂防管理支援室長）
- 環境省（大臣官房総合環境政策統括官グループ環境影響評価課長、大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域政策課長、大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素政策調整担当参事官、自然環境局総務課長、自然環境局国立公園課長、自然環境局野生生物課長）

※ 第2回会議より総務省地域力創造グループ地域政策課長が追加参加予定。

第1回（9/24）の開催概要

- 依然として太陽光発電事業について地域との共生上の課題が生じている事例がみられている。引き続き、関係省庁間の連携を強化し、適切に対応していくことが求められる。
- 太陽光発電事業に係る現状や課題を踏まえ、各省庁において、改めて、必要な対応について検討いただくとともに、次回以降の本連絡会議において各省庁よりご報告いただくこととした。

【当面の検討事項】

- ① 各種の公益保護を確保するための関係法令における規律強化について
- ② 太陽光発電の適切な廃棄について
 - 各種の公益保護に影響を及ぼす太陽光発電設備の放置の実態について
- ③ 太陽光発電の導入支援における適切な規律のあり方について

(参考) 公益との調整を行う関係法令

- **FIT/FIP制度によらない太陽光発電事業を含め**、発電事業の実施に当たっては、土地造成及び電気設備の安全性確保、生活環境及び自然環境・景観の保全、適正な土地利用の確保など、**様々な公益との調整を行う各種の関係法令**に服する。

様々な公益との調整を行う関係法令 (一例)

■ 土地造成の安全性確保 (国土交通省、農林水産省など)

- ・森林法に基づく林地開発許可
- ・盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可
- ・砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可
- ・地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域内又はほた山崩壊防止区域内の行為許可
- ・急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可 等

■ 生活環境の保全 (環境省)

- ・環境基本法に定める騒音、水質汚濁等の各種環境基準への適合 等

■ 自然環境・景観の保全 (環境省、経済産業省、国土交通省、文部科学省など)

- ・環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続
- ・自然公園法に基づく特別地域・特別保護地区内の行為許可
- ・景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為届出
- ・文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可
- ・種の保存法に基づく生息地等保護区の管理地区等内の行為許可
- ・鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の区域内の行為許可 等

■ 電気設備の安全性確保 (経済産業省)

- ・電気事業法に基づく工事計画・保安規程の届出、使用前安全管理審査申請書の提出、使用前自己確認の届出 等

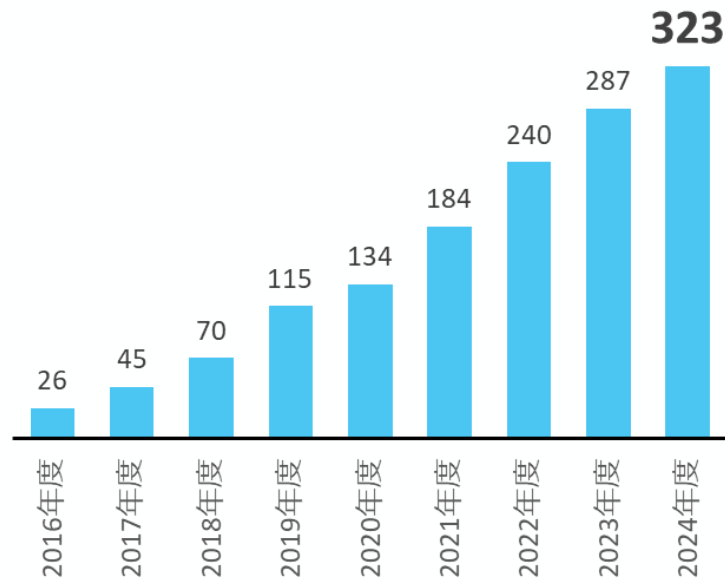
■ 適正な土地利用の確保 (国土交通省、農林水産省、環境省など)

- ・農地法に基づく農地転用許可、農振法に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続
- ・都市計画法に基づく開発許可
- ・地球温暖化対策推進法に基づく促進区域制度 等

(参考) 各自治体における条例策定とFIT/FIP交付金一時停止との連携

- 適正な再エネ発電事業の実施に対する地域の懸念に対応するため、各自治体において、地域ごとの実情に応じ、地域と共生した形での再エネ導入を求める条例（再エネ条例）の制定が相次いでいる。
- 政府としても、全国の自治体を対象とした連絡会等を開催するなど、自治体との連携を強化し、各自治体における再エネ条例の制定を支援している。
- また、行政処分・罰則による担保が措置されている条例の違反に対して、自治体において書面指導等が講じられている場合には、FIT/FIP交付金一時停止措置の対象となる。登別市では、2025年6月1日、国と密に連携し、違反発生時にFIT/FIP交付金一時停止の対象となり得る再エネ条例を施行した。

再エネ条例は近年増加 (再エネ条例制定件数推移)



○登別市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例 (公布日：2025年3月27日、施行日：2025年6月1日)

- ・**禁止区域**：発電事業を禁止する区域（関係法令に適合している場合を除く）
- ・**抑制区域**：発電事業の抑制が必要な地域を抑制区域として指定
- ・**事業計画の届出**：着工60日前までに事業計画の届出が必要
- ・**周辺関係者への説明**：周辺関係者に対し説明会等を開催
- ・**標識の掲示**：設置区域内の公衆の見やすい場所に標識を掲示
- ・**立入調査等**：事業区域に立ち入り、必要な調査をすることができる
- ・**指導、助言及び勧告**：**指導、助言及び勧告を行うことができる**
- ・**命令**：違反等の場合に必要な措置を講じるよう命令することができる
- ・**公表**：命令に従わない場合、公表することができる
- ・**罰則**：**命令に従わない場合、5万円以下の過料に処する**

1. 再生可能エネルギー発電事業の事業規律について (FIT/FIP制度)

- FIT/FIP制度においては、地域と共生した再エネ導入を図るために、当該制度の認定要件として、関係法令の遵守を求めている他、周辺地域の住民への説明会の開催等を求めている。
- また、不適切案件に対する現地調査により、関係法令違反や認定要件違反が疑われる事案の早期発見に努めるとともに、違反事案に対しては、改善命令や認定の取消しに加え、交付金の一時停止措置を新設する等、再エネ発電事業に対する規律の強化を行っている。
- 資源エネルギー庁として、地域の理解の促進や適正な事業規律の確保に向け、引き続き厳格に対応していく。

2024年度に講じた主な事業規律強化施策の実施状況

不適切案件の 現地調査

約**1,300**件の現地調査を実施
→ うち、約**1,000**件の不適切事案に対して行政指導を実施

交付金の 一時停止措置

2025年5月までに、**379**件の違反事案に対して一時停止措置を実施
→ うち、**4**件は違反状態の解消を確認
→ うち、**314**件は事業の実施を断念し、廃止手続等により認定が失効

説明会 事前周知措置

2024年12月末までにシステム登録されたものは約**6,700**件
→ **全申請案件を厳格に審査**。要件を満たさないものは認定をせず、説明会等の再実施を求めている。
→ 自治体からは、「住民からの苦情の減少や円滑なコミュニケーションの推進に寄与」との声あり。

(参考) 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化 (2024年再エネ特措法改正等)

第74回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
(2025年6月3日) 資料1より抜粋

＜地域でトラブルを抱える例＞

土砂崩れで生じた崩落



柵塀の設置されない設備



不十分な管理で放置されたパネル



景観を乱すパネルの設置



① 許認可の認定申請要件化

- ▶ 森林法や盛土規制法等の災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、**許認可取得を再エネ特措法の申請要件とするなど、認定手続厳格化。**

② 違反防止・早期解消

- ▶ **違反の未然防止・早期解消**を促す仕組みとして、事業計画や関係法令に違反した場合に**FIT/FIP交付金を留保する措置**といった再エネ特措法における**新たな仕組み**を導入。認定取消しの際の**徴収規定の創設**。
- ▶ これまでに**森林法、農地法、盛土規制法違反等の太陽光発電事業（計379件）**に対して、一時停止措置を講じた。森林法違反の4件については違反状態が解消されたことが確認できたため、措置を解除。

【新たな制度的措置のイメージ（交付金留保後、認定取消しに至った場合）】



※直近では、本年5月に、大規模事業を含む森林法違反の太陽光発電事業（9件）に対する交付金の一時停止措置を実施。

③ 廃棄等費用への対応

- ▶ 2022年7月から**廃棄等費用の外部積立て**を開始。事業者による放置等があった場合、廃棄等積立金を活用。
- ▶ 2030年代半ば以降に想定される**使用済太陽光パネル発生量ピーク**に計画的に対応するため**パネル含有物質の情報提供を認定基準に追加する等の対応**を実施。使用済太陽光パネルの大量廃棄を見据え、**リユース、リサイクル及び最終処分を確実に実施するための制度検討**を連携して進めていく。

④ 住民との丁寧なコミュニケーション

- ▶ 再エネ特措法の申請において、説明会の開催など**周辺地域への事前周知の要件化**（事業譲渡の際の変更認定申請の場合も同様）。事前周知がない場合には認定を認めない。

(参考) 説明会等による周辺住民への事前周知のFIT/FIP認定要件化

- 2024年4月以降、FIT/FIP制度の認定要件として、再エネ発電事業の内容について、周辺地域の住民に対し、**説明会等による事前周知**を求めている。
- 具体的には、**①事業計画の内容、②関係法令遵守状況、③土地権原取得状況、④事業に関する工事概要、⑤関係者情報、⑥事業の影響と予防措置（安全面、景観、自然環境・生活環境、廃棄等）の説明**を求めている。
- 2024年12月末時点で資源エネルギー庁に登録された説明会等は約6700件（このうち、説明会が約3500件、ポスティング等の事前周知措置が約3200件）。自治体からは、再エネ特措法等による説明会等の要件化が、住民からの苦情の減少や円滑なコミュニケーションの推進に寄与しているとの声があった。

	住宅用太陽光 (※2)	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧(50kW未満) ※住宅用太陽光・屋根設置を除く	高圧・特別高圧 (50kW以上) ※屋根設置を除く
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア(※1)外	事前周知を 要件としない	事前周知を 要件としない (努力義務として求める)	事前周知措置が必要 (※3、※4)	説明会の開催が必要 (※4)
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア(※1)内				

- (※1) ①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可に係るエリア、②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアを指す。
- (※2) 10kW未満の太陽光発電事業を指す。
- (※3) 説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲内に、同一の事業者が実施する再エネ発電事業があり、それらの複数の電源を合計した出力が50kW以上となる場合には、説明会の開催を求める。
- (※4) FIT/FIP認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会等において、再エネ特措法に基づく説明会等に関する要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、再エネ特措法に基づく説明会開催又は事前周知の要件を充足するものとして取り扱う。(なお、この場合においても、事業者は説明会の概要を報告する報告書(説明会概要報告書)を提出する等の所要の手続を行う必要がある。)